

## 植村正久における信教の自由と宗教（植村正久記念講座、第五回）

日時・2024年7月14日（日）15:00-17:00

会場・日本キリスト教会大阪北教会

### はじめに

#### 1) 植村正久と関西？

- ・日高善一著『信仰の巨人 植村正久先生』（1953）。
- ・植村の伝道への情熱。「時が良くても悪くてもしっかりやりなさい」（テモテⅡ4:2）。
- ・植村の精神→時代の変化に揺れることなく、志を貫くこと。若きときから植村の生涯を貫いた自己認識。

#### 2) 植村神学におけるキリスト教と神道理解

- ・キリスト教と神道理解が植村の思想形成においてもつ意味。
- ・キリスト教は植村の内面的・思想的自我論であること。新しい自我。日本人としての植村の自己と文化理解。つまり古い自我。
- ・神道の国教化という明治政府の国策についての植村の思想的対決の究明。

### 1. 植村正久における宗教と人間

#### 1) 弁証家かつ宗教家としての植村

- ・『真理一斑』（1884）と『福音道志流部』（1885）。「日本人の手による代表的な啓蒙的神学書」。人間の内奥の問題として捉え、日本人の心に深く届くキリスト教の福音を語るために、キリスト教的「宗教」概念の土着化を試みる。
- ・「和魂洋才」といった原理に基づいて、西洋の物質的な文明と世俗的な価値のみを重視した日本の啓蒙思想家らとは異なって、唯一神論というキリスト教精神に基づいていわば「霊的な維新」、すなわち人間性と内面の改革を試みる。
- ・「真理一斑」（1884）→「社会は単純なる観念に支配せらるべからず、すなわち高大なる敬崇、服事の目的を要するものなり。人生の更新は天然の敬崇心に依らざるを得ず、この更新の本原に基づかずして世の改良、更新を企図するは甚だ縁由なき事とす」。
- ・「天然の敬崇心」というのは、「神」という絶対者を求める人間の志。人間の人格の基となる「知・情・意」である（文学理解）。旧約聖書の「コヘレトの言葉」によれば「永遠を思う心」である（コヘレトの言葉3章11節）。
- ・「真理一斑」（1884）→「人の心は宗教なくしては決して満足する者にあらず。我々は、

宗教は無用なりといかに大胆に威張るところの人々といえども、もし深く立ち入りてその胸中の奥底を探し来たれば、その形式こそ種々様々の相違あれ、必ずや宗教と名付けて得べき者のその中に存在せることを見るべし」。

- ・永遠の理性を定言命法として受けとめ、これに義務責任を負う者としての自律性を内に含んだ宗教的人間像が明快に描かれていると言えよう。つまり、植村からみれば人間は宗教的存在であるため、宗教を通して人間を深く理解できるのである。そして宗教は人間をして人間らしさへと導くもの。植村の宗教理解の根底には加藤清正（1562－1611）を理想とし、その祀られている神社に熱心に毎日参拝していた植村自身の〈神道的経験〉が働いていたと思われる。

## 2) 植村における「宗教」ー基督教信仰の受容への準備をなす概念

- ・植村にとって「宗教」→人間にとって自然なものであり、また人間が存在するためには必須不可決なもの。人間の宗教心を満たすものは、人間に希望を与えることと罪の問題の解決。これが真の宗教になるための二つの条件。「宗教」から「基督教へ」。
- ・「宗教と基督教」（1923年）→「他の幼稚な宗教では、神と人との関係が主人と奴隷との間柄のようになって居るが、漸く進んで基督教に達すると、父と子との親しみになって来る。宗教の極意は人が神に対してその子たる態度を整え、その心ばえを全うすることである。すなわち子として神に仕うる道である。しかしいずれの宗教にその極意たるこの精神が判然と示されて居るか」。
- ・人間は単なる天皇の臣民ではなく、天皇を含めてすべての人間は神から創造されたゆえに尊き存在であり、その証拠が絶対者を常に求める宗教的心である。そういう意味で神道は「神と人との関係が主人と奴隷との間柄のようになって居る」ため、人間を日本魂に隷属させるイデオロギーに過ぎない「幼稚な宗教」である。
- 植村は神道のような宗教をも宗教として認めてはいるが、それらの宗教の進歩の頂点には基督教があり、基督教によって日本の伝統的な宗教ははじめて自己省察ができる。

## 2. 植村正久の基督教理解

### 1) キリストとは誰？ ー歴史の焦点

- ・「福音道志流部」（1885）→「キリストは世に降りて、われらの既往（すぎ）し、罪悪を救うのみならず、われらをして心を正しゅうして真正の善人たらしむるの道を設け

たまえり。蓋しキリストは神の性質を明らかにし、未来の事は確実にし、倫理を教え、完備せる徳義の模範を立てた」。

・「真理一斑」(1884) → 「キリストは万物の依って立つところ天地の帰向する所、人世の歴史についてキリストの一身をもって焦点となす、万物皆その国の隆盛を翼賛し、古今人経営する所、ことごとくその榮に帰せんとす」。

・植村によれば、イエスを単なる道徳的模範者のみとみる理解には、人間の罪意識が欠けているため、イエスが人類の救済者だという信仰は生まれてこない。救済者であるからこそイエスは神の子であり、歴史の焦点である。またイエスが神の子であるということは、キリストこそが人類が絶えず慕い求めてやまない理想の顕現に他ならないということであり、歴史がキリストによって完成される、という理解。

## 2) キリストとは誰？—宗教の完成者かつ歴史的事実

・「宗教とキリスト教」(1923) → 「キリストは神の子として宗教を完全に体得して居られる。イエス・キリストがすなわち完全なる宗教で、その絶対的権威である。イエス・キリストは完全なる宗教の所有者である。世界はそのもとに往いてこれを学ぶ外、他にその途がないのである」。

・「現今のキリスト教並びに将来のキリスト教」(1892) → 「キリスト教はイエス・キリストちょう神人—ディヴァイン・パーソネジーを中心とせる歴史的事実に基づけるものに外ならず。その生命はキリストより世々の『クリスチャン』に伝わり、綿々絶えざるものとす。天啓は書籍にあらず。すなわち歴史なり、事実なり」。

・キリストは「万物の依って立つところ天地の帰向するところ」である。もし、植村正久に「あなたはイエスを誰だと思うのか」と問うと、彼は「歴史的事実としての神人」と答える。これはイエスの神性を前提とした概念であり、人間の宗教的体験や歴史研究によって描かれた「相対的イエスの像」とは異なる歴史を超えた存在としてのキリストを指す言葉である。人間の文化や理性を超越した理想的生命的存在としてのキリスト理解である。

・つまり、植村からみれば、「言は肉となって、わたしたちの間に宿われた。わたしたちはその栄光を見た。それは父の独り子としての栄光であって、恵みと真理とに満ちていた」(ヨハネによる福音書 1:14) というイエスの受肉の教説によって正しき歴史解釈と認識へと導かれる。

## 3) キリストとは誰？—イエスの「受肉降世」

・『キリストとその事業』(1901) → 「余輩は神人となりて世に下り、十字架に死して人

の罪を贖ひたるを信ず。而して余輩の信ずる耶蘇基督は、活ける神のひとり子にして、人類の祈りを受け、礼拝を受くべきものなり。基督は、人類より此の上無き崇敬と愛を受くべきものなり」。

・イエスの「受肉降世」とは、キリスト教的神理解と歴史理解の媒介体であると同時に、キリスト教信仰の根幹を成す啓示の頂点。もし「受肉降世」の教説が否定されると、キリスト教は歴史的・啓示宗教としての特徴を失ってしまう。それゆえ植村は「キリスト教はキリストなり。キリストにおける最大重要な点は神格と受肉降世」。「キリストの品性とその人格とは、人間の歴史における事実なり」と唱える。

・「キリスト教通論」(1924) → 「宗教は人間に勝れるものの実在を認め、それを自己との連絡契合を図り、その成立するやこれに歓喜しこれら情操や志に支配せられる生活」。

→ 以上のことは、植村が体験的に確認し、また求めていた宗教の意味がほぼ言い尽くされているのだと思われる。イエスの人格とそれによって体得されたものが宗教であって、それがキリスト教信仰の真髄である。植村は、人間の宗教心に基礎を有するキリスト教的回心という「上帝」たるキリストとの人格的な出会いにおいて働く、感情と理性による理性的—ただし啓蒙的理性ではない—神認識を試みている。

### 3. 植村正久と神道

#### 1) 植村における神道的体験となるもの

・「余が基督教に入りし顛末を述べて日本国第一の新教教会の創立に及ぶ」(1889)。  
 ・「朝には起出づるとともに、夕には夜食を喫し終わるとともに、清正の祠に参詣して、一日も怠ることが無かりき。(中略) 母の庭訓、清正の鼓舞、実に余を教育し、今に至るまで銷磨すべからざる痕跡を、余が心上に遣しをきね」。

・植村の小自伝 → 「私は安政元年(1859)生まれた。父は徳川家の位の高い武士だったが、維新による藩の滅亡で極貧に陥った。15歳の時、一家の再興を熱望し、横浜のジェームス・バラ氏(後の博士)の学校に入学した。私の家族は神道信者であり、偉大な兵士と愛国者になった鍛冶屋の神社で熱心に崇拜し、私も同じように立ち上がることができるように祈った。しかし、同級生は私の敬虔さを嘲笑し、私は神社への参拝をやめた。ある日バラ氏から、西洋人も信仰しているが、唯一の神であることを知った。これは私を非常に感動させ、驚かせた。私はすぐにその考えを理解し、受け入れた。後に神学を学び初めて、重大な疑問が頭に浮かんだのである」。

- ・植村環 『父母とわれら』 → 「先祖が徳川將軍家に対して捧げた忠義から名譽欲や昇進欲を除去し、さらに昇華し深められたもの」。
  - ・植村の士族意識 → 「神道に由りて敬天の道を知り、儒教に由りて忠孝の倫理を教えられ、列藩互いの競争より国家の独立を訓えられたる武士の子弟のみが関したというのは随分意味のあることに違いない。ユダヤにおけるイエスの最初の弟子は漁師や、農夫や、税吏やであったのに、日本初代の弟子にはいずれも武士の子が選ばれた」。
  - ・植村は「士族」という強烈な選民意識によってキリスト教に導かれたが、このことは日本精神としての武士道がキリスト教によっていっそうよく發揮され、その本来のあり方が完成されるということを意味すると言えよう。すなわち、植村からみれば、武士道には愛と謙遜が欠けており、
- 武士道はキリスト教と矛盾するそれゆえ武士道はキリスト教によって、洗礼されるべきであって、植村の回心の原型となる。

## 2) 植村と「内村鑑三不敬事件」

- ・「不敬罪とキリスト教」(1891) → 「吾人は今上陛下を尊敬す。陛下に対して、敬礼を表せずんばならず。その尊影に対し、勅語に対し、同一の精神に基づける敬礼をなしたればとて、その知愚、得失は暫く置き、これをもって、偶像を拝するなり、十戒に背戻することなりとは容易に断言すること能わざるなり」。
- ・「不敬罪とキリスト教」(1891) → 「憲法・法律・教育令に見えず、ただ当局者の痴愚なる頭腦の妄想より起り、多少の紛議を生ずべき慣習を造り出し、明治の昭代に不動明王の神符、水天宮の影響を珍重すると同一なる悪弊を養成せんとす。吾人はあえて宗教の点よりこれを非難せず、皇上の忠良なる日本国民として、文明教育に賛成する一人として、人類の尊貴を維持せんと欲する一丈夫として、かかる弊害を駁撃せざるを得ず」。
- ・植村の教育勅語への批判は、キリスト教の偶像崇拜禁止の教えや迷信を排撃する文明の教えによるとみなされてきた。しかし、植村が「宗教の点よりこれを非難せず」と言い、また、「人類の尊貴を維持せんと欲する」と言っているように「帝国憲法」が定めた国民の権利を守ろうとする議論を展開する。

→ 植村は国家と社会の別を立てることによって、キリスト者の現代的な課題を認識するに至ったのである。このような植村の考えが、いわゆる「基本的人権としての信教の自由」の思想を重視したことである。

### 3) 植村と神道国教論というキリスト教排斥論

- ・磯部武者五郎『神道復興論』(1890) → 「我神道教ノ教旨や廣大無辺・・・・之を我帝国ノ宗教ナルニ止マラズ万国ニ涉リテ之ヲ擴充スルニ足ル性質ヲ有セル吾人ハ宣此性質ヲ發揮シテ之ヲ良教トシ以テ他日之ヲ海外ニ布教セシトスルノ大志を抱懐スベキナリ」。神道は国家の精神となるべき道德。「日本魂」。
- ・磯部武者五郎『国体術義』(1892) → 「日本魂は吾同胞の間に存する日本なる精神なり。吾同胞は此精神を須臾失うことなく日本なる精神を以て斃るとを期すべし国家事あるも莊乎として知る所なく同胞變あるも冷眼淡視し顧るないを醉生夢死の人と云ふ是實に吾同胞愧る所のものにあらずや」。
- ・磯部の言う「日本ナル觀念精神」であった。また彼はそこで磯部は、日本精神は現世主義的精神であるが、キリスト教は天国主義の精神であるため現世の国家のための精神にはならないという。「日本魂ノ性質タルヤ清淨純潔ニシテ公平私無シ故ニ能ク義男ノ志氣ヲ奮ヒ巳ヲ棄テ公ニ奉スルヲ得ルナリ。磯部からみれば日本魂は日本の精神である。その精神をないと国家は滅亡する。ゆえに日本精神の完全な現れが神道。
- ・神道を取り上げた植村の初期の論考 → 「神道非礼典論」(1894)。
- ・「神道は宗教かまた礼典に過ぎざるか、これ今日の大問題である。就いてこれを神道家に質すもよく明確に答え得る者多からず。彼らの機関に『教林』なる者あり、近刊の号において磯部某なる人大いに礼典論者の妄を弁じたり。(一) 神道を単に祭祀の儀式のみとする時は虚礼を行う者なり。(二) もし然かせば信教の自由を防ぐるに至るべし、すなわち国家祭祀の礼典を設けて何宗教の人たるを問わず強いてその礼典に奉事せしむるは圧政の処置ならん、(三) 神道を単に礼典のみとなす時は神道の信仰を消滅し、開闢以来国家を維持したる勢力を無能無力の者となし、わが国土人民を挙げて他教に譲りその極や国体の熔解を來たすに至るべしと言うなり」。
- ・磯部への植村の批判の要点は、神道を国教とすることは信教の自由を破壊することであり、それは国家そのものが憲法を否定することにつながるということである。また、神道は神話によって成り立っている宗教であるがゆえに、科学や歴史学が発展している時代において神道そのものが宗教として成り立つのも難しいため、日本の国体を維持させるのもできない。
- ・「實に堪るものではない」(1911) → 「神道は宗教であるか。祖先礼拝は基督教とともに存することを得るや。誰も疑ふことの出来ぬのは、神道は原始日本の間に行はれた自然礼拝などの遺物であらう。宗教の階級から言へば甚だ不完全な低い程度のもので、

今日まで傳來したのである」。

→神道を近代国家の国教とすることは論理的な矛盾であり、明治政府自らが近代国家の建設を否定していると植村は言うのである。神道は近代日本に合わない魂であったのである。いわば安井息軒(1799-1876)にもみられるように近代日本の知識人たちはキリスト教について神話を重んじる非科学的宗教であると言ったが、キリスト教を排斥する際に用いた方法を植村は神道を批判する際に用いていることが分かる

#### 4) 神道と信教の自由

・「宗教局と神社局」(1900) →「政府は従来 of 社寺局を分かちて、宗教、神社の両局を設置せり。これに付きて余輩はキリスト教徒として、大いに注意すべき二つの大問題あるを認む。第一、神道は宗教にあらざるか。(中略)。現在の事実を觀れば、神道の一部は国立宗教にあらざるなきか。少なくとも、これに類似せるものにあらずや。第二、国家と神道の関係は、その現在の有様において信教の自由と抵触するの恐れなきか。(中略)。かくの如く氣遣わしきものあるにもかかわらず、国家の儀式礼典として保存するを必要なりと認むべきものあらば、そのうちより、ことごとく宗教的の分子を除き去りて、信教の自由を保全し毫も良心を拘束するが如きことなからしむべし」。

・明治政府はキリスト教などの宗教の行政を管掌するため社寺局を分け宗教局と神社局を設置する。これは明治政府が、神社神道は「国家の宗祀」であって「宗教」ではないとの原則を確立するためであった。植村は社寺局の分割をよいこととしながらも、それによって信教の自由が侵害されることを憂い、国の政策を批判する。

・「實に堪るものではない」(1911) →「基督者は多神主義と正反対で、幾多の宗教を胸の中に併立せしむることを許すことを得ぬ。基督教の礼拝は独占主義である。礼拝は決して二人の主人に事ふることが出来ぬ。實に十誡の意味に於て嫉妬深いものである。神道が宗教であるならば、固より基督教と併立すべきものではない。進歩の大勢から言へば、跡方も無く消滅し去るが其の運命と定つて居る。世に行はるる神道には淫祠迷信が中々多い」。

・植村は祖先崇拜を祖先礼拝という。彼はそれが礼拝である以上、疑いもなく宗教的なものであるという。ゆえに神道は宗教である。そしてそれを国教として指定しようとすることは、国民の信教の自由を侵害することになる。

→神道の宗教的特徴は迷信であり偶像崇拜であるため、人間を最も高尚なる存在であるとする宗教の本来の意味を抹消させるからである。良心の自由を守るためにも、植

村が神道の祭祀を消毒することにキリスト者が参加することを呼びかけたのはこういう理由である。

#### 4. 植村の信教自由についての理解

##### 1) 近代国家の理念としての信教の自由

・『日本伝道論』(1884) → 「先ず心情の自由を得、意思の独立せる人民国に多からざる時は、制度の自由憑むに足らず」。つまり植村は国家の土台となる意思ある人民の条件として「心情の自由」を認める。『真理一斑』(1884) では人間に「奉教心」があまねく存在すると植村は主張していたが、この「奉教心」も心情の一部と理解すれば、「奉教心」の自由を認めることは、国家の土台を形成することに通じるのである。

・植村のいう「自由」とは、人間が最も確保すべき〈自然的権利〉であり、「人心の発達と事業の成就のために不可欠なもの」であった。このように植村は明治憲法が発布される以前から「人権としての信教の自由」である。〈自然的権利〉 → 「天賦の権利」。

・明治憲法は「安寧秩序ヲ防ケス、臣民タルノ義務に背カサル限りニ於テ」と「信教の自由」を認めるものであった。これは明白に「外見的信教自由制度」に過ぎないものである。そこには「外見的立憲制度」と「天皇絶対主義的制度」といった明治国家の近代国家と前近代国家の両面性があった。いわば〈制限された自由〉。ゆえに「基本的自由」とは言えない。束縛するための「不自由」であろう。

##### 2) 道徳と倫理を生み出す原理としての信教の自由

・「十月三十日の勅語、倫理教育」(1891) → 「今後は天真の情誼ますます法律の思想のために圧倒せられ、父子、夫婦、兄弟、朋友の心胸は状師の頭脳と化し去らんとす。ああ法律の天地、権利の世界、何ぞそれ無情なるや」。また、植村は「皇上の勅語は直接に道徳を補益することなし」といいながら、「全国の民をして、道義廉恥のことに注目し、倫理を明らかならしむるの必要を感じしむるに至りては、その功蓋し大なりと言わずんばあらざるなり」と問題点をはっきり指摘している。

・「今日の宗教論と道徳論」(1894) → 「政治上の君主は良心を犯すべからず、上帝の専領せる神聖の区域に侵入すべからず。キリスト教徒は国民の一人として政府に服従するの義務あるを知ると同時に、神に対するの義務あるを確信するものなり。キリスト教徒は徒に個人主義に基づきて権利を主張せず。厳然たる上帝に対する義務を重んずるに由りて良心の自由を固執し、信教の権利を維持し、神と人との別を明らかにして、世に立たんことを期するなり。キリストは自らこの権利を重んずるの深きより、時の

主権者に背きて十字架の惨刑に就きぬ。キリスト教信徒の権利自由の観念は、最も従順なる十字架に由りて喚発せられたり」。→植村の言う信教の自由は、教育勅語による保守的思潮に対する強い警戒心のあらわれだと読むことができる。いわば教育勅語という国家主義的道德によって人間が拘束されることは、「心情の自由」、「奉教心の自由」が制限されることである。そのような試みは信教の自由のみならず国家の土台を危うくするものにほかならぬのである。

→植村にとって信教の自由は天皇の恩恵として与えられたものではなく、神によってつくられた人間の、神に対する国家と個人の義務であった。植村の言う信教の自由を主張することを通して、国家の提示する臣民像と対決し、キリストという現世外の権威によりつつ現世的なものの価値を相対化したのである。

## 結びに代えて

### 1) 人間の尊厳と深く結びついている宗教

- ・人間が「神の似姿」(imago Dei) として想像されたというキリスト教神学に基づいた理解である(創世記1:27、9:6)。人間の宗教への関心は、幼い時代の礼拝参加、あるいは神社参拝などが大きな影響を与えたのである。人間が宗教を理解するのは、経験によると言えよう。
- ・このような経験的な理解が、例えば植村のようにキリスト教入信後にはさらに発展して「神の似姿」(imago Dei) 人間理解へと導いたのである。また、植村からみられるように、人間の信仰はいわば多神教から一神教へと移ったが、それは人間が信仰に隷属から信仰を通して自由を味わう境地へと移られたことである。

### 2) イデオロギーからの解放としての信教の自由

- ・植村からみれば、たとえキリスト教信仰が人間の尊厳を守る宗教ではあっても、人間の罪認識のないままの道徳を完成するものとしての理解に関しては否定的であるべきであろう。それが植村の倫理的イエス理解への否定と神道の国教化を否定した理由である。倫理を重んじる19世紀のキリスト教はイエスを道徳の模範としたため、理想的人間像による人間の現実の隷属につながる。
- ・それと同じく、神道は日本魂という日本精神を理想とするので、神道が国教になると、国家のイデオロギーに日本人が隷属される。つまり、神道の中には穢れの意識はあるが、罪意識が欠けているからである。そしてまた、植村が神道の国教という考えに反対したのは、政教分離の精神が崩れ、それによって信教の自由が侵害されるゆえんで

ある。こうした自由が侵害されることは、人間の尊厳を失うことであった。ゆえに植村は明治政府の神道を国教とする政策に反対し、さらに多神教の迷信と国家のイデオロギーから解放を主張したのである。

### 3) キリスト教の国教化は？

・植村がキリスト教を国教とすることについてどう考えていたのかに関しては本講演の議論の範囲を超えるものであるため、言及はしなかった。しかし、これまでの議論に基づいていえば、植村は政教分離と信教の自由の侵害に関しては強く反対であったため、ある特定の宗教を国教とするのは、受け入れがたいということであろう。こうした植村のキリスト教の国教化についての考えは今後の課題としておきたい。

・植村からみれば日本で神に召されたキリスト者にとって避けて通れないことが「宗教と国家」の問題であろう。それは神道が信教の自由と国の在り方と深くかかわっているからである。これと向き合うときキリスト者としての生きる意味が問われているのではないだろうか（エフェソの信徒への手紙 1:3-4）。

➡植村のことは、「主なるイエスよ、わたくしはあなたのため生き、あなたのために苦闘し、あなたのために死にます。生きるにしろ、死ぬにしろ、わたくしはあなたのものです」（青芳勝久著『謙堂・植村正久・物語—日本人の心にキリストを命がけて伝えた伝道者—』渡辺省三訳）。今後日本キリスト教会は、世界の人々の心にキリストを命がけて伝える使命。この志が明治期の植村の志。キリスト教が埋没されないように懸命に生きた。日本と世界の中で孤立されないように、日本キリスト教会は世界の教会と合同し、また肩を並べつつ、日本を超えて世界を宣教のフィールドとする。そのために祈り、生きることが求められているのではないか。これが現代の日本キリスト教会の「志」。

➡今も信教の自由が抑圧されている国のことを日本キリスト教会は宣教の課題として受け止めているだろうか。明治期に宣教師らの信教の自由のための戦いは、その後植村正久の戦いとなった。植村の末裔と誇っている日本キリスト教会は、信教の自由が全世界に広がり、その自由によってエジプトのような見えないピラミッド型政治システムから解放され、イデオロギーから解放されることのため、どのくらい信仰的に取り組んでいるのか。例えば、北朝鮮のような国々のために。こういう国々におけるいわば「日本魂」のようなものからの自由にされること、また良心の自由のために、祈り、行動を起こすことが、日本キリスト教会が世界宣教に参加することではないか。植村正久は「魂を愛する伝道者」。「信仰の巨木のような存在」。植村の志を受け継ぎ、日本キリスト教会が信仰と行いにおいて「巨木のような教会」となることを期待する。